


1. 施設の目的および運営の方針

(1) 運営主体

名 称	社会福祉法人 茂原高師保育園						
所 在 地	〒297 - 0029 千葉県茂原市高師 864-1						
電 話 番 号	0475-22-2419						
代 表 者 氏 名	理事長 篠田 哲寿						
設 立 日	昭和 29 年 7 月 19 日						
ホ ー ム ペ ー ジ	https://www.mobara-takashi.com/						



法人理念

この法人は援護育成を必要とする児童および予防・介護を必要とする高齢者を十分な環境のもとで養護し、もってその家庭が正常な社会生活ができるように援助するとともに地域社会の福祉増進に貢献する。

- 一. 社会福祉法人茂原高師保育園は、子どもの心身の健やかな成長を導きます
- 一. 社会福祉法人茂原高師保育園は、高齢者の福祉向上の一助に寄与します

法人運営施設

【保育園】

高師保育園（幼保連携型認定こども園）		
	（昭和 24 年 11 月 30 日開園）茂原市	定員 329 名
東茂原保育園（昭和 48 年 1 月 1 日開園）茂原市		定員 120 名
浦安駅前保育園（平成 16 年 11 月 1 日開園）浦安市		定員 60 名
たかし保育園新浦安（平成 24 年 4 月 1 日開園）浦安市		定員 60 名
たかし保育園稲毛海岸（平成 24 年 4 月 1 日開園）千葉市美浜区		定員 30 名
北区立赤羽台保育園（平成 28 年 4 月 1 日開園）東京都北区		定員 202 名
たかし保育園新鎌ヶ谷（平成 28 年 4 月 1 日開園）鎌ヶ谷市		定員 90 名
たかし保育園鎌ヶ谷大仏（平成 30 年 3 月 1 日開園）鎌ヶ谷市		定員 90 名
たかし保育園市川二俣（平成 31 年 4 月 1 日開園）市川市		定員 40 名

【高齢者デイサービスセンター（通所介護）】

はるかぜ園（平成 11 年 6 月 1 日開所）茂原市	定員 20 名
-----------------------------	---------

(2) 施設の概要

施 設 の 種 類	保育所							
施 設 の 名 称	浦安駅前保育園							
施 設 の 所 在 地	〒279 - 0004 千葉県浦安市猫実 4-19-24							
連 絡 先	電話番号 047-381-7802 F A X 047-381-7804							
施 設 長	園長 鈴木 有							
開 設 年 月 日	平成 16 年 11 月 1 日							
ホ ー ム ペ ー ジ	https://urayasuekimae-hoikuen.mobara-takashi.com/							
利 用 定 員	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計	
	5 人	9 人	11 人	11 人	12 人	12 人	60 人	



(3) 主な設備の概要

①施設

用途	保育所	
構造	鉄筋コンクリート造4階建て・屋上庭園（菜園）	
敷地	敷地全体	597.08 m ²
	園庭	0 m ²
園舎	建築面積	443.15 m ²
	延べ床面積	1371.28 m ²

②設備

設備	部屋数	備考
乳児室	2室	0歳児クラス、1歳児クラス
ほふく室		
保育室	2室	2歳児クラス、3歳児クラス
遊戯室（ホール）	1室	4, 5歳児クラス兼用
一時預かり	1室	
地域子育て支援センター	1室	時間外保育室として兼用
調理室	1室	
事務室	1室	
医務室	1室	

(4) クラス編成

定員 60 名（運営定員 64 名）

	クラス名（通称）	定員	運営定員
0歳	めばえ	5	6
1歳	ふたば	9	10
2歳	わかば	11	12
3歳	あおば	11	12
4歳	しげり	12	12
5歳	みのり		
地域子育て支援センター	キッズ		
一時預かり	ちゃお		

(5) 職員体制

職種	国基準	備考
園長	1人	
主任保育士	1人	
保育士	9人	子育て支援センター2人、一時預かり2人は別途配置
栄養士	1人	
調理員	2人	
看護師	1人	

※当園では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第85号）に定める基準に基づき、上記に記載する職員を配置しています。

(6) 運営方針

①園長運営方針

1. 子どもの生活と発達

乳幼児期の経験は、子どもの素質にかかわる貴重な時間であると考えています。そのうちの多くの時間を過ごす保育園は、子どもの成長に影響を与える重要な役割を担っているという考えから、次のことを大切にしています。

- ①子どもたちが生活の基本的習慣を身につけることができるよう働きかけます
- ②社会では他人との共同生活になるため、社会性および協調性を身につけられるよう努めます
- ③そのため、保育室をはじめとする生活環境を十分に整備するよう心がけます

2. 保育環境の工夫

豊かな心を育てるためには「遊び」は欠かせないものと考えています。子どもが主体的に行動し、自分で遊びを選ぶことができるよう玩具や絵本などは子どもの興味や発達に合わせたものを設置しています。

園庭がない保育園のため、天気のよい日には午前午後を問わず、公園などへ出かけて大いに体を動かして遊ぶことを日課としています。公園までの道のりで交通ルールやマナーを習得し、公園でも地域の方々と交流するなどして社会性を学んでいます。

雨の日などで外出できない時でも、園内でさまざまな遊びができるような環境作りをしています。「園内すべてが遊び場」となるよう工夫や配慮をしています。

3. 食の安全と食育

乳幼児にとって心の成長とともに体作りはとても重要な要素です。子どもたちが口に入れるものには特に気をつけなければいけません。当園では納入業者に対して良い材料を納品するよう指導およびチェックをしています。

また、定期的に食育活動を実施しています。食材紹介やクッキングなどの食育活動を通して、食に対する興味や関心を高められるよう活動内容を工夫しています。

4. 目に見える保育

日頃の保育の取り組みや子どもたちの姿をホームページ内のブログや館内の装飾、作品掲示で紹介しています。

保育園の取り組みや園児たちの様子を保護者が目で見たり行事に参加したりすることで、保護者の皆様にご理解いただけるよう努めています。保護者に信頼され安心していただける保育園を目指していきたいと考えています。

5. 職員の使命

当園の職員は子どもの生活、発達、および家庭環境を考慮して、子どもの健やかな成長を図れるように努めています。当園には様々な職種の職員が在籍していますが、それぞれが子どもたちの成長にどのようにかかわっているかを常に認識したうえで行動するようにします。また、職員は子どもたちとかかわるとき、その言葉や立ち振る舞いが子どもの成長に影響を与えることの責任を肝に銘じて接するよう心がけています。

6. 地域の方々との関係

当園は閑静な住宅地の中にあり、近隣の住宅にも接しているため、地域の方々の住環境に配慮しながら保育園運営をしなければならないと考えています。騒音などで迷惑をかけないよう配慮することや近隣の方への挨拶や保育園周辺の清掃などを日ごろから心がけることで、地域の皆様に好感を持っていただけるよう努めています。

②保育理念

のびのび育む心と体

③保育方針

子ども一人ひとりの主体性を尊重し、豊かな心と体を育みます

④保育目標

1. 心の豊かな子
2. 明るくのびのび遊べる子
3. 自分で考え自分で行動できる子

⑤保育の特徴

1. 少人数クラスによるきめ細かい保育
2. 子どもを主体とした保育
3. 近隣の公園等での戸外遊び
4. 保育園専用のマイクロバスを利用しての遠出外出、遠足（春・秋）
5. 異年齢児でのペアグループ交流
6. 姉妹園や近隣他園、小中学校との交流
7. 外部講師によるスポーツ教室（毎週、3～5歳児）、英語教室（隔週、2～5歳児）

⑥食育目標

食に興味を持つ子ども

1. 乳児は「好きになること」
2. 幼児は「活動を通じて経験すること」

⑦食育活動

1. 栄養士・調理員による食育行事、行事食の実施
2. 屋上菜園での野菜作り
3. 季節の野菜のふれあい
4. お弁当作りやクッキング
5. 配膳等の手伝い

⑧保健目標

自分の健康と安全に関心を持てる子

⑨保健活動

1. 健康管理（健康状態の観察、緊急時対応、健康診断や検査の実施など）
2. 健康指導（手洗い、うがい、鼻かみなど）
3. 職員指導（疾患の理解、アレルギー講習、応急手当講習など）
4. 環境衛生管理（園内消毒、室内環境）
5. 保護者支援（ほけんだより発行、個人面談など）

2. 保育の提供に関する事項

(1) 保育を提供する日

- ・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。
- ・年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

(2) 提供する保育内容及び利用時間

開園時間	(月曜日～金曜日) (土曜日)	7:00～19:00 7:00～18:00
保育時間	(月曜日～土曜日)	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:31～16:30
延長保育	(月曜日～金曜日)	保育標準時間 18:01～19:00 保育短時間 7:00～8:30 16:31～19:00
	(土曜日)	保育標準時間 なし 保育短時間 7:00～8:30 16:31～18:00
産休明け保育		生後57日目から受け入れ
一時預かり		定員5名程度（非定型、緊急、私的事由）
地域子育て支援センター		遊び場の提供、講座開催、子育て相談など

- ・7:00に開園（開錠）します。開園時間前には入館できません。
- ・19:00（土曜日は18:00）が閉園（施錠）時間です。閉園時間までに退館をお願いします。

(3) 利用の開始及び終了に関する事項

利用者の決定	市が行う利用調整による
利用の終了理由	<ul style="list-style-type: none"> ・2号・3号認定に該当しなくなったとき（卒園を含む） ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続に重大な支障または困難が生じたとき

(4) 保育を利用する曜日及び時間

- ・保護者が保育を利用する曜日及び時間（以下「保育時間」）は、保育時間確認書のとおりとします。保育時間確認書は家庭ごとに毎年度取り交わします。
- ・保育時間は保育認定区分によって異なります。区分内かつ保護者の就労時間および通勤時間の範囲となります。
- ・申請していただいた時間で勤務体制をとっておりますので、保育時間の順守をお願いします。申請時間外となる場合は必ずご連絡ください。
- ・シフト勤務の方は毎月シフト表の提出が必要です。月末までに翌月分のシフト表のご提出をお願いします。
- ・就労証明書に記載されていない時間や形態でのお仕事は認められません。在宅勤務の場合でも就労証明書に記載されていなければお休みの扱いとなり、保育短時間内の利用となります。
- ・保護者いずれかの仕事がお休みの日、産休中、育休中は保育短時間内の利用が可能です。
- ・就労時間や場所、契約期間の更新など、ご提出いただいている書類から変更になった場合には、速やかに変更届のご提出をお願いします。
- ・就労変更に伴い保育時間が変わるときは、再度保育時間確認書の取り交わしを行います。

(5) 食事の提供

- ・当園では完全給食を実施しています。給食や午後のおやつは園内で手作りしています。また、アレルギー食や離乳食についても完全対応しています。乳児のミルクも給食の一環として園で用意しています。
- ・給食（昼食＋おやつ）における栄養摂取量は、園児の平均身長・体重をもとに子どもが1日に必要な栄養の45～50%が摂れるように献立を立てています。

①給食について

- ・主食を中心に、主菜・副菜・汁・果物を基本とした献立作りをしています。旬の食材をふんだんに取り入れ、四季の行事に合わせて季節感や彩りを工夫しています。また行事食も積極的に取り入れています。
- ・おはし、スプーンは園のものを使用します。使用を始める時期については、担任にご相談ください。
- ・その日のメニューおよび主な食材の産地は、事務室前に展示してお知らせしています。

②離乳食について

- ・離乳食は一人ひとりの発達に合わせ、初期食、中期食、後期食、完了食の4段階にて個別対応を行っています。
- ・離乳食対応の必要な子については、入園時に栄養士が面談を行います。その後はお子さんの食事の状況を参考に、無理なく進められるようご家庭と相談しながら行っていきます。
- ・口にしない食材は提供できません。栄養士や担任と相談し、発達や体調に合わせてご家庭で試していただいてから給食で提供します。
- ・ミルクも給食の一部として園で用意し、提供しています。園で取扱いしている銘柄についてはお問い合わせください。
- ・哺乳瓶や乳首は園で用意し、殺菌消毒したものを使用しています。

③食物アレルギー児への対応について

- ・食物アレルギーがある場合は事前にお申し出ください。
- ・「主治医意見書」（医師が記入）、「食物アレルギー食申請書」（保護者が記入）の提出をしていただいたうえで除去食、代替食の対応をいたします。これらの書類は毎年度初めまでにご提出いただきます。
- ・必要書類が未提出の場合は食事の提供はいたしません。
- ・「主治医意見書」、「食物アレルギー食申請書」は園の書式があります。
- ・食物アレルギー以外での除去食の希望は原則お受けできません。
- ・除去食対応を終了するときは、医師の診断のもと「アレルギー除去食解除申請書」（保護者が記入）をご提出いただきます。

3. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

- ・市が定める保育料を浦安市にお支払いいただきます。

(2) 延長保育料

- ・保育認定時間外は時間外保育の対象となります。
- ・時間外保育は実費が発生します。延長保育の費用や精算方法等については、以下のとおりとなります。

■標準時間認定

時間帯	延長保育料金	上限
18：01－19：00（月曜～金曜）	100円／30分	2,000円
19：01以降（土曜は18：01以降）	500円／30分	なし

■短時間認定

時間帯	延長保育料金	上限
7：00－7：30	100円／30分	2,000円
7：31－8：30	50円／30分	
16：31－18：00	50円／30分	
18：01－19：00	100円／30分	
19：01以降（土曜は18：01以降）	500円／30分	なし

- ・第2子は上記金額の半額、第3子以降は無料です。
- ・19：01（土曜は18：01）以降は保育時間ではありません。そのため、閉園時間以降の延長保育料金に上記の割引はありません。

【算定方法】

- ・登降園時間の算定は入館記録をもとに算出します。
- ・入館時に指定のアプリにて打刻をお願いします。打刻時間の修正はできません。
- ・延長保育料は電車遅延等の場合でも対象となりますのでご了承ください。

【集金方法】

- ・延長保育利用料は月末締めとし、翌月に集金袋にて現金徴収します。

(3) 給食費

- ・3～5歳児クラスの園児は保育無償となっていることに伴い、無償化の対象外である給食（昼食・おやつ等）の材料にかかる費用の一部をご負担いただきます。

【費用・集金方法】

- ・月額5,000円です。
- ・当月分を当月上旬に集金袋にて現金徴収します。
- ・現金の取り扱いのため、必ず登園時（7：00～9：30の間）に受け入れ職員に手渡ししてください。
- ・9：30以降にはお預かりいたしませんので、あらかじめご了承ください。

【給食費の減免】

- ・保育園の都合で休園措置となった場合（12/29～1/3を除く）は休園期間（土日祝日は除く）を日割り計算いたします。
- ・日割り計算は（在籍日数×210円）とし、費用の精算方法は別途ご案内いたします。
- ・1か月間すべて休園（休園届が提出されている場合または子の疾病の場合に限る）の場合は、0円となります。
- ・上記以外の理由の場合や、欠席等による日割りでの対応はいたしません。

【給食費の免除】

- ・第3子以降の子ども（兄弟の年齢制限なし）及び市が認定した家庭については、給食費の徴収はありません。

（4）実費負担金

- ・以下に掲げる費用を当園にお支払いいただきます。

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
日常用品代	保育に必要となる物品をご購入いただきます。 ※「日常用品一覧」をご参照ください ※購入の際は注文書をご提出ください	別紙参照
写真代	外部業者に販売委託しています。 ※専用サイトにて年3回程度写真販売を実施します。ご注文いただいた枚数分の費用をご負担いただきます。	L版1枚 65円 2L版1枚 130円 ※消費税・配送料別途
遠足代	遠足の交通費、施設の入園料や利用料等にかかる費用をご負担いただきます。 ※事前に通知文を配布します。	実費
行事参加時の保護者分給食費	保育参観等の行事参加時に給食を希望された方は給食費をご負担いただきます。	1食 300円

- ・上記の費用以外にも必要に応じて負担金が発生することがあります。
- ・実費負担金が発生する場合には事前に通知文でお知らせいたします。

【集金方法】

- ・日常用品代は月末締めとし、翌月に集金袋にて現金徴収します。
- ・写真代は外部業者へ直接お支払いとなります。
- ・遠足代、保護者分給食費は随時集金袋にて現金徴収します。

（5）領収書

- ・（2）～（4）にかかる費用の徴収後、集金袋の請求明細書に領収印を押印します。
- ・希望者には年度末に集金袋を返却することにより、領収書とさせていただきます。
- ・写真は外部業者からの直接販売となるため、園では領収書の発行はいたしません。

4. 健康の管理

(1) 嘱託医

【内科】

医療機関の名称	松丸小児科アレルギー科クリニック
医 院 長 名	松丸 信一
所 在 地	浦安市北栄 1-3-34-201
電 話 番 号	047-390-0065

【歯科】

医療機関の名称	ナグモ歯科医院
医 院 長 名	南雲 孝之
所 在 地	浦安市北栄 3-3-15
電 話 番 号	047-352-4888

(2) 健康診断

- ・園では、以下の検査・検診を実施します。
- ・検診結果は、「けんこうのきろく」に記入してお渡しします。確認したら押印またはサインをして担任までお返しく下さい。

●内科嘱託医による健診	年2回、生後6ヶ月までは毎月1回
○歯科嘱託医による検診	年2回
○身体測定(身長・体重)	毎月1回
○尿検査(3~5歳児)	年1回

- ・内科健診(●印)につきましては、健診日に欠席した場合、同月内に自費で受診し、検査結果を提出していただく必要があります。

(3) 予防接種

- ・集団感染防止のため、予防接種は推奨されている時期に受けてください。
- ・予防接種後は副反応が起こる可能性や身体への負担がかかるため、降園後やお休みの日に接種するようお願いします。
- ・追加で接種した場合は、その都度お知らせください。また、「けんこうのきろく」への記入もお願いします。

(4) 感染症

- ・感染症にかかった場合は、速やかに園にお知らせください。
- ・回復後の登園時に、治癒証明書(医師記入)または感染症確認書(保護者記入)が必要となる場合があります。詳しくは当園ホームページ掲載の「感染症にかかった際の提出書類と登園の目安」をご確認ください。

(5) 与薬

- ・与薬は医療行為にあたるため、保育園では原則として行いません。
- ・喘息やアトピー性皮膚炎、食物アレルギーなどの慢性疾患については、医師が「薬を服用しないと日常生活を過ごすことができない」と判断した場合に限り、医師と保護者の指示に従い与薬することもあります。その際には「医師の与薬指示書」が必要となるので、ご相談ください。
- ・登園時にお薬を服用(ホクナリンテープ等の貼付薬含む)している時には、その旨をお知らせください。

5. 家庭との連絡

(1) 園からのお知らせ

- ・育児日記、園の発行物、掲示板は必ずご確認ください。
- ・園からのお知らせは下表のとおりです。その他、不定期に配布するおたよりも必ずご覧ください。

○育児日記 (0～2 歳児)	毎日
○連絡ノート (3～5 歳児)	随時
○掲示板 ・各クラスの活動内容 ・各クラス、園からのお知らせ ・給食、おやつ <small>の</small> 展示 (夏場は写真を展示) ・給食食材の産地	毎日
○えんだより	毎月発行
○献立表 ・離乳食 (初期・中期・後期・完了) ・3 歳未満児 ・3 歳以上児	毎月発行
○給食だより ○保健だより	年 4 回発行 ★号外を随時発行
○けんこうのきろく	毎月
○各行事のお知らせ	1～2 ヶ月前
○ブログ	随時更新
○お知らせ配信 ・月次配信 ・お知らせ	毎月末 随時

(2) アプリの活用

- ・園と保護者との連絡ツールとして「コドモン」アプリを活用しています。
- ・アプリでは、登降園管理、欠席連絡、お知らせ配信、アンケート、成長記録の機能を使用します。
- ・アプリの登録は通常お迎えに来られる方の範囲としてください。

(3) 緊急時の連絡方法

- ・保育中に怪我や体調の変化等があった場合は、緊急連絡票に記入していただいた電話番号の順位に従って連絡します。第 1 順位の保護者 (連絡先) が不在のとき、第 2 順位、第 3 順位の順番でおかけいたします。
- ・緊急連絡票には確実に連絡が取れるよう職場の連絡先 (固定電話) を必ず記載してください。怪我等で病院搬送をした際に、保護者の同意がないと処置ができない病院もあります。
- ・連絡する方や順位、連絡先の変更がありましたらお知らせください。
- ・保護者と連絡が取れない場合には、園児の体調を最優先させ、しかるべき対処を行います。

6. 安全な運営のために

(1) 非常災害時の対策

①避難訓練

- ・避難訓練は消防署に提出する消防計画及び年間計画に基づき、毎月1回実施しています。
- ・保育中のいろいろな場面を想定し、火災、地震、津波およびそれらの複合災害に備えた訓練を行います。朝や夕方に行う場合もありますので、その際は保護者の方もご参加をお願いします。
- ・年に一度総合避難訓練を実施し、消防署の指導を受けながら消火訓練や通報訓練を行います。その際には通報訓練や消火器実演訓練、煙体験を行っています。また、昼食やおやつには非常食を提供します。

②災害時の二次避難

- ・当園の緊急避難場所は若草公園および中央公民館前、広域避難場所は浦安小学校です。避難経路および緊急避難場所については下図をご参照ください。
- ・二次災害が予想される時や園児が保育園にいたことが安全でないと判断される場合などには、一時的に安全な場所へ誘導します。保育園外へ避難した場合には、避難場所を玄関に掲示してお知らせします。

③災害時の引き渡し

- ・通常時お迎え者名簿および第三者引き渡し名簿をもとに身分照会を行い、引き渡しをいたします。
- ・記載事項に変更が生じた場合は、速やかにお知らせください。

④緊急時の連絡

- ・災害時の連絡用として、お知らせ配信を活用しています。
- ・災害発生時には被災状況や避難状況などをお知らせします。

⑤備蓄

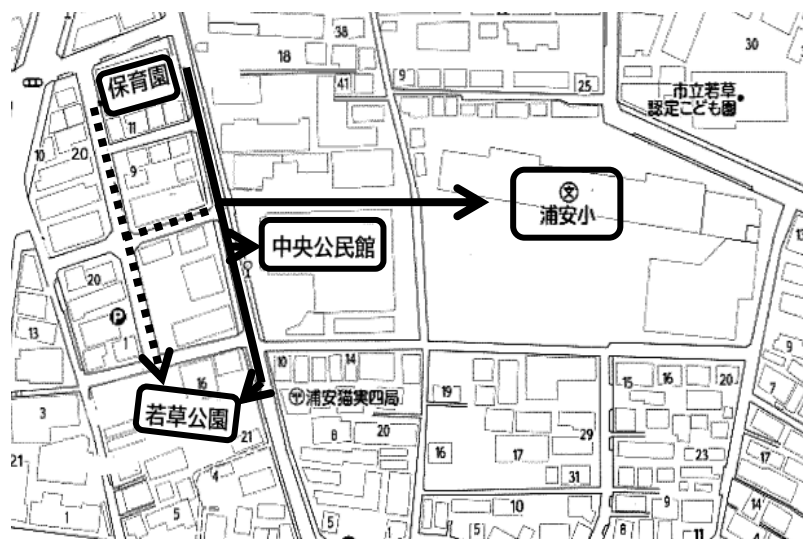
- ・交通機関の麻痺等によりお迎えが困難になることを想定して、2日分の飲料水や食料品、紙おむつ等を備蓄しています。

【緊急避難場所】

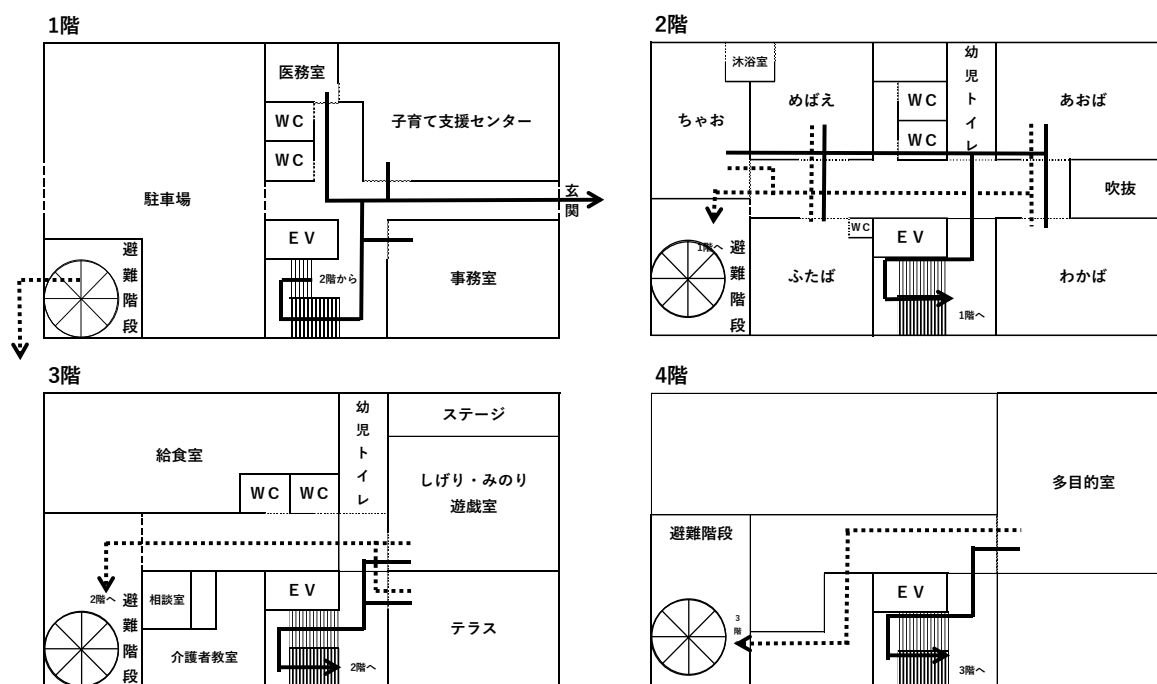
第1避難場所…若草公園

第2避難場所…中央公民館前

広域避難場所…浦安小学校



【避難経路図】



(2) 賠償責任保険の加入状況

保険の種類	ほいくのほけん（全国私立保育園連盟保険制度）
保険の内容	園賠償責任保険
保険金額	1事故につき最大10億円、1名につき最大10億円
利用者負担額	0円

(3) 個人情報の取り扱い

- ・保育園では、お子さんを保育するにあたり、お子さんやご家族の個人情報を多数お預かりすることになります。また、保育園で子どもたちが活動する様子を撮影した写真や映像をホームページやブログなどで紹介するために使用しています。

①個人情報の公開範囲

- ・お子さんや保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用させていただきます。
 1. 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること
 2. 他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと
 3. 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと
- ・上記以外で個人情報の使用に関して必要がある場合には、保護者の同意のうえで使用いたします。

②写真、映像の取り扱い

- ・ホームページやブログ等での紹介や記録用および写真販売用として、日々のクラス活動や行事の様子、お子さんの姿を写真や映像で記録しています。
- ・写真を含むブログはご覧いただく際にパスワードを入力するものとし、パスワードは定期的に変更しています。

- ・ブログへの掲載を希望されない方はお申し出ください。
- ・保育活動の様子を写真やビデオ等にて撮影することはご遠慮ください。
- ・写真撮影可能な行事につきましてはおたより等であらかじめお知らせいたしますが、個人情報に関するトラブルとなる恐れがありますので、SNS等へ掲載する場合にはデータの取り扱いに十分お気をつけください。
- ・保護者同士のトラブルに関しましては、園では責任を負いかねますのでご了承ください。

③写真販売

- ・お子さんの保育園での姿は外部の写真販売システムを利用して定期的に販売しています。写真の閲覧および購入には利用登録が必要となります。販売期間は別途おたより等でお知らせします。
- ・写真の販売数には限りがあるため、全員の掲載枚数が同じにはならないことをあらかじめご了承ください。

(4) 要望・苦情等に関する相談窓口

- ・保育園について気づいたことがありましたらご遠慮なくお伝えください。
- ・当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情受付担当窓口	窓口担当者	主任、副主任
	ご利用時間	月曜日から金曜日 9：30～16：00
	電話番号	047-381-7802
	F A X	047-381-7804
苦情解決責任者	園長	鈴木 有
	電話番号	047-381-7802
第三者委員	長谷川法律事務所	長谷川 康弘
	電話番号	043-221-5428

- ・書面での受付もいたします。玄関ポスト（施錠付）に投函してください。
- ・SNS等のインターネット媒体での誹謗・中傷はしないでください。

8. 当園における留意事項

(1) 駐輪場

- ・送迎用駐輪場は建物側面にある駐輪場における指定区域をご利用ください。指定の場所以外のご利用はご遠慮ください。
- ・駐輪場は送迎時のみ使用できます。
- ・日中は市営の駐輪場を使用してください。

(2) 駐車場

- ・送迎用駐車場はありません。
- ・やむを得ず車で送迎される場合は、近隣のコインパーキング等をご利用ください。

(3) ベビーカー置き場

- ・ベビーカー置き場は駐車場内にあります。保育園利用時は日中のご利用も可能です。
- ・ベビーカーは折りたたんで置いてください。

(4) 個人的な活動

- ・利用者の思想や信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

(5) その他

- ・当園の敷地内及び建物内はすべて禁煙です。
- ・当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園及び利用にあたっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する保育園のしおりにおいて提示するものとします。